

(5) 事業専従者に関する調

(単位：人，千円)

区 分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納税者数 ①	左のうち専従者控除を受けた納税者数 ②	専従者数 ③	給与額 ④	納税者数 ⑤	左のうち専従者控除を受けた納税者数 ⑥	専従者数 ⑦	控除額 ⑧	納税者数 ⑨(①+⑤)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 ⑩(②+⑥)	専従者数 ⑪(③+⑦)	給与(控除)額 ⑫(④+⑧)
第1種事業	9,262	4,297	5,400	10,221,242	4,950	1,042	1,270	901,182	14,212	5,339	6,670	11,122,424
第2種事業	9	6	10	40,446	1	1	3	1,860	10	7	13	42,306
第3種事業(あん摩業等以外)	2,180	1,039	1,181	3,967,388	369	71	110	74,440	2,549	1,110	1,291	4,041,828
第3種事業(あん摩業等)	71	38	45	129,275	9	1	1	860	80	39	46	130,135
計	11,522	5,380	6,636	14,358,351	5,329	1,115	1,384	978,342	16,851	6,495	8,020	15,336,693

- (注) 1 この調は、当年度において課税したもの(減免により税額がなくなったものを除く。)のうち平成24年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 2 1人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種欄に記載した。
- 3 第3種事業中「あん摩業等」とは、あん摩・マッサージ又ははり・きゅう業等、税率3%の適用を受ける業種をいう。
- 4 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(6) 減免に関する調

(単位：人，千円)

区 分	人 員	所得金額	減免額
第1種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
第2種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
第3種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
計	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-

- (注) 1 この調は、当年度において減免したものについて作成した。ただし、「32 工場誘致条例等による減免額に対する調」において、「低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額」欄に記載されたものは除いてある。
- 2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」は、法第72条の62の規定に基づく減免について記載した。
- 3 「その他」は上記3以外のものを記載した。
- 4 「所得金額」は、減免を受けた者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。したがって、たとえば所得金額290万円の者が軽減又は免除を受けた場合でも所得金額は290万円として記載した。
- 5 そのほか、(1)(2)(3)表の(注)に準じて記載した。